

(様式3)

令和元年11月20日

宮津市議会議長 北仲 篤 様

会 派 名 日本共産党宮津市会議員団

代表者名 長 林 三 代

政務活動費 研修会参加報告書

- 1 研修年月日 令和元年7月27日(土)～ 7月28日(日)
- 2 研 修 名 第61回自治体学校in静岡
- 3 研 修 内 容
 - 1) 全体会
「憲法と自治のチカラが地域の未来を切りひらく」
 - 2) 分科会
 - ①「自治体戦略2040構想と行政サービスの民間化」
 - ②「原発再稼働させない地域と自治体の力」
- 4 開 催 場 所
 - 1) 静岡市民文化会館
 - 2) ①グランシップ
②静岡駅ビルパルシェ
- 5 実 施 機 関 第61回自治体学校実行委員会
- 6 参 加 者 氏 名 長林三代 ・ 小濃孝之 以上 2名
- 7 経 費 96,970円(48,485円/1人)
- 8 添 付 資 料 研修会の案内文書(別添のとおり)

政務活動費 研修会参加報告書

7月27日(土)

研修項目 1)「憲法と自治のチカラが地域の未来を切りひらく」

岡田知弘京都橘大学教授

1 研修内容

自治体戦略 2040 構想の中身は、2014 年 5 月の増田レポートで、ほっといたら人口減少して自治体として持たないぞ、だから今のうちに合併を、と打ち出したもので、そのねらいは、公共サービスの産業化にある。団体自治権、住民自治権をいかに空洞化していくか、そしてどう儲けるかである。先のことと思われがちだが、産業化はすでにあちこちで始まっている。地方公務員・国家公務員に強制しているマイナンバー制度。日本とEUで、中核市の建設工事以外は門戸を開くと約束しているFTA。AI導入の自治体、スマート自治体、スマートシティモデル事業、浜松市の上下水道の民営化、TPPがらみの種子法の廃止、インバウンド、流通交通サービスのネットワーク化、広域化など、自治体が民間企業の利益追求の場となってきている。

問題は、増田レポートの人口減少論を大前提にしていることである。人口が減って自治体運営が大変になる。消滅するかもしれない。だから2040年から逆算してどう対応するかというものになっている。そうではなく、どうすれば暮らしをよくして子どもを増やす社会を作れるかである。その観点が入っていない。

大幅に自治体職員を削減した。日本の公務員数は、人口1000人当たり36.7人である。少ないのにさらに減らしている。自治体は何のためにあるのか。本来、市町村の役割は大きく、条例を作り地域づくりを進める権限がある。そして、住民福祉の向上、幸福度を高めるために正規職員の増加を図り、環境を整える役割がある。その結果、安定した地域社会、安心して住み続けられ、赤ちゃんを産むことができる地域をつくることのできるのである。

アベノミクスがはじまって、大企業は、優遇税制等で毎年30兆円以上も儲かっている。これをヨーロッパや韓国のように、社会保険料や国保のような公的助成材料に変えていけば、環境だけでなく、国土保全、エネルギーの循環、地元産を地元で、となれば、地域の税収も増え、圧倒的多数の住民利益、幸福度、地域力が高まる。これを住民の利益で実現することが必要であり、どう実現するか、地域はどうなっているか、足元をしっかりと調査しながら知る必要がある。

2 研修の成果・課題

【小濃】

『自治体戦略 2040 構想』の概要は、増田レポートの『人口減少』『地方消滅』論を前提に、スマート自治体、AI等の活用で『従来の半分の職員』でも運営できる自治体をめざすというもので、そのねらいは国や自治体の行政サービスさえも財界大企業の利潤確保の対象にしようとするもの』との岡田先生の講演を聞き、政府財界の戦略がついにここまで来たかという驚きとともに、あくなき利潤追求をする「資本」の「もがき」が垣間見える

ような印象をもった。同時に、「そもそもAIではコミュニケーションをとりながら仕事を進めていく必要のある公務労働を代替することはできない。こうしたやり方は、何よりも、住民自治、主権者としての住民の存在に対する根本的な視点が欠落しており、地方自治を否定し、自治体を解体するものだ」との先生の話に納得。これまでの活動のあり方に確信を持ち、引き続き地方自治を守り、住民福祉の向上をめざして尽力していきたい。

【長林】

財界と一緒にになった現政権は、地方を活性化させるためではないが、人口を維持させるための政策・地方創生戦略が失敗したことから、自治体戦略2040構想にすげ替えた。2040年までに自治体の半分は消滅させる。そして連携中枢都市圏を作って権限を与え、団体自治権・住民自治権を空洞化させる。頑張る自治体には補助金を与え、徐々に誘導していく。そうなった自治体は限られたサービスしかできなくなる。市町村議会議員の数も少なくし、連携中枢都市圏に議会は置かない。国家権力でやりたい放題できる仕組みを作ろうとしている。

行きつく先は、改憲、戦争する国づくり、グローバル企業の進出だ。また、ソサエティ5.0では東京をいかに守るかに傾注している。成長戦略、産業化を推進すると地方はどうなるのか。本市職員も何が困難で何ができるのか、国を批判することはなかなかできないであろうが、もっとフリーに議会に問うてほしい。

岡田先生の講演で、増田レポートの人口減少論によって自治体戦略2040構想が出されたのではなく、自治体戦略2040構想を打ち出すために増田レポートを出したということが理解できた。自治体戦略2040構想は公共サービスの産業化を推進するもので、その構図は、人口が減る、すると税収が落ちる、金がない、自治体はやっていけない、だから職員削減だ、AIだ、企業誘致だ、広域化だ、民間委託だ、民営化だ、である。これは財界の要求だ。しかし、本市もその筋書き通りのことを推進している。このままでは、市民が求める安定した社会、安心して住み続けられる地域とはかけ離れたものになる。大都市の少数大企業の利益を目的とするのではなく、圧倒的多数の国民の利益を実現し、幸福度を高め、地域力をつけるためには、市民運動と連携し、議員として奮闘しなければならない。頑張ります。

政務活動費 研修会参加報告書

7月28日(日)

報告・長林三代

研修項目 2) ①自治体戦略2040構想と行政サービスの民間化

萩原聡央名古屋経済大学教授

1 研修内容

「自治体戦略2040構想は、2040年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機を明らかにし、共通認識としたうえで、危機を乗り越えるために必要となるあたらな施策(アプリケーション)の開発とその施策の機能を最大限は逸機できるようにするための自治体行政(OS)の書き換えを構想するものである。」と、自治体戦略2040構想研究会第2次報告に示されている。その前提が「増田レポート」だとしている。

自治体戦略2040構想の問題点は、①「人口減少」論を批判なくすべて受け入れ、その考え方に基づいて解決策を模索していること。②スマート自治体にアクセスできない住民への対応をどうするのか。③公共私協力関係の構築による自治体の行政サービスからの撤退。④住民参加の自治体から、1つの大きな圏域への構築。⑤医療介護等の問題の解決策のない中での東京圏プラットフォームの構築。⑥政策形成過程の透明性や情報公開が欠如している中での議論の在り方。の6点ある。

また、自治体戦略2040構想は、公共サービスの産業化政策を基軸としており、自治体が公共施設等総合管理計画策定と、「公の施設」に対して指定管理者制度を導入したり、PPP・PFIの活用やコンセッション方式の導入など、公共サービスの民間化を推進している。具体的には産業化やコスト削減を目的として、ソサエティ5.0の実現、行政サービスの標準化・共通化、アウトソーシング化、AIの活用、PPP・PFI・コンセッション方式等を自治体に持ち込もうとしている。

足立区は、行政改革のトップランナーとの掛け声の下、学校給食の民間委託から始まり、ありとあらゆる現業部門の民間委託を全国に先駆けて行ってきた。

地域図書館の指定管理委託は、区内の金属加工会社・自動車整備会社・不動産管理業者などに区が退職専門OBを派遣して委託した。業務提案書に基づき業務を行っていた館長(契約社員)を「残業時間が多すぎる」からと、受託した民間企業が解雇した。本を管理するタグの貼り付け作業を実質時給150円程度になるような残業手当で行わせた。また、保育園の民間委託・株式会社化では、区から土地は無償貸与、建物は無償譲渡を受けて運営しながら、園庭の一部を勝手に賃貸駐車場に変え、プールも壊した。3歳以上を対象としていたすべり台を0歳児に使用させ、すべり台の上に0歳児がいるのに「片付け」だからと職員が現



場を離れ落下事故で頭蓋骨骨折の事故が起きた。戸籍の外部委託は富士ゼロックスシステムサービスに、国保の外部委託はNTTデータに、保健所窓口の外部委託はパソナに、というようにあらゆる業務が民間企業に委託された。生活就労指導はパソナが事件を起こし、今は他の企業に委託している。

足立区の現業部門ではこれ以上外部化するところがなくなったように、住民サービスを「儲けの道具」として、あらゆる大手企業が参加し群がっている。そんな中、戸籍の窓口業務企業委託は、住民訴訟を起こし、首長を被告に4年間闘い、偽装請負を認めさせた。それでも次々と、企業が入り込み、頭脳も事業も、企業の儲けにされている。学校現場も、医療や介護などの社会保障も、である。

これらは、行政サービスの効率化に焦点を当てているだけで、住民自治を保障することには何の政策もない。公の施設を財政的理由で奪われてはならない。問題は、物理的な施設の在り方にとらわれず、住民主権、住民自治の視点に立ち、住民の暮らしを豊かにする制度を考えていかなければならない。

2 研修の成果・課題

自治体は、申請書類等の共通化（標準化）、仕事はすべてコンピューター（AI化）、財政不足を理由の職員の削減（育たない人材）など、効率化・スマート化と称して役所機能が存亡の危機に直面している。さらに財政削減と称して自治体の仕事を民間事業者に切り売りしている。首長はこれらのことを本当に是と考えてやっているのだろうか。

宮津は高齢化率 41.2%。5人に3人は高齢者という地区もある。ホームページをご覧くださいと言っても、アクセスできない住民への対応をどのように考えているのだろうか。情報提供の義務も住民が享受する権利も置き去りにになっている。民間委託・民営化もどんどん増やしている。行政サービスは何のためにあるのか。自治体本来の仕事とは何なのか。

国の方針や京都府の施策に、補助金というエサにつられて市民の権利や暮らしをおろそかにすることがあってはならない。住民のニーズに沿った施策を進めるのが地方自治の本筋である。足立区や島田市、飯田市、浜松市など、多くの先進地事例も学びながら、さらに住民本位の立場で取り組んでいく。

政務活動費 研修会参加報告書

7月28日(日)

報告・小濃孝之

研修項目 2) ②原発再稼働させない地域と自治体の力

1 研修内容

①「再稼働させない地域と自治体」(立石雅昭新潟大学名誉教授)

・原発最大のリスクは地震。日本は火山列島であり、地震が多発しているが、こうしたところに原発立地をしていること自身が異常。欧米では地震が起こるところに原発は立地していない。

・柏崎刈羽原発という世界でも最大級の原発を抱える新潟県では、2017年、「原発事故の発生・進展過程、事故による住民の生活・健康、事故時の避難」について検証を進める委員会が立ち上がり、それらをまとめる総括検証委員会を昨年2月に設置。3年をめどに報告をまとめる方向で検証が進められている。

・新潟県の原子力防災計画は少しでも実効性を高めるために、訓練での課題の整理を繰り返す中で、毎年更新されている。

・実効性のある避難計画を策定し、住民に周知することは不可能に近いと言える。しかし、それでも、現に稼働している原発があり、また仮に稼働していなくても、そこに膨大な放射能を有する燃料棒が保管されている以上、原子力災害は起こり得るのであり、その災害から住民の命を守る課題は自治体と原発ゼロをめざす住民団体の共通の課題である。計画に基づく訓練を繰り返し、そこで得られた教訓や課題を少しずつ生かした計画づくりとその内容を住民に周知することが求められる。それは自治体と住民団体の共同作業として進められなければならない。



②「30 kmを越えた都市部における原子力災害対策の課題」(市川章人京都市自治体問題研究所原子力災害研究会)

・原子力災害対策をUPZ(30 km圏)にとどめては住民を守れない。

・京都市は大飯原発から28~75 km、人口146万人の圧倒的多数は30 km以遠の住民であり、原発事故時の対応は全く知らされていない。

・年間5千万人を超える観光客を含め、多数の一時滞在者への対応は難しく、方針は未確立。

・近畿住民の命の水がめである琵琶湖が放射能汚染されれば、京都市を含め約70自治体1,450万人の飲料水に影響が出る。

・福島原発事故の実態(原発から27~48 kmの福島県飯館村の全住民が避難)からみて、UPZ(半径概ね30 km)は狭すぎる。概ね30 kmとした「原子力災害対策重点区域」の範囲・設定の仕方に問題があり、30 km圏外にも広げるべき。

③「東海第二原発・新安全協定の法的効力について」（自治労連弁護団）

・東海第二原発（茨城県那珂郡東海村）を運用する日本原子力発電株式会社（日本原電）と茨城県、東海村及び周辺自治体（日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市、水戸市）は、2018年3月29日、日本で初めて、原発の再稼働について県と立地自治体だけでなく、30km圏内の周辺自治体の事前了解を得ることを明記した新安全協定を締結した。

・しかし、原発に関するこうした安全協定の法的効力については、これを紳士協定とする見解もあり、また、最近では日本原電の副社長が「拒否権はない」と発言して、撤回したとの報道もされている。

・原発の設置、運転などについて、法律上、地元自治体の同意は要件とされていない。しかし、これまで立地自治体の同意がないまま運転を再開した事例はないとされている。

・新協定では、新設・増設・変更等について、日本原電は周辺自治体を含めて事前に説明すること、周辺自治体は意見を述べることができ、日本原電はこれに誠意をもって回答することが明記された。

・また、協定では、事前協議を日本原電に義務付けているが、これは、事前協議においては、6市村それぞれが納得するまでとことん協議を継続することを日本原電に約束させたものである。

・以上から、関係自治体の事前了解を得ることを定めた安全協定は、何ら原子炉等規制法等に違反するものではなく、契約としての法的拘束力を有するのは当然である。

2 研修の成果・課題

①宮津市は関西電力高浜原発から30km圏内にあることから、原発事故から市民の命を守るためには、何よりも運転を停止させること、併せて、実効性のある住民避難計画の策定（現実的にはなかなか難しいが）が必要との新たな認識をもった。

②立地自治体だけでなく、周辺自治体の原発の再稼働等に係る同意権付与を認めた東海第二原発の新安全協定は画期的である。高浜原発地域協議会においてもこうした周辺自治体の同意権付与が認められるよう、関係自治体の国や関西電力への積極的要請を期待するとともに、原発再稼働反対運動の中に位置付け、取り組みをすすめていきたい。